



島根県報

平成25年12月24日（火）

第2,558号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 4

換地計画書の縦覧 (農 村 整 備 課) 4

沿岸漁場整備開発法の規定による指定法人の名称の変更 (水 産 課) 4

沿岸漁場整備開発法の規定による指定法人の主たる事務所の所在地の変更 (") 4

【公 告】

都市計画公聴会の開催 (都 市 計 画 課) 5

【特定調達公告】

平成26年度における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る入札の参加資格等 (病 院 局) 8

島根県立浜田水産高等学校寄宿舎一式に係る一般競争入札の実施 (教 育 施 設 課) 11

島根県立隠岐水産高等学校寄宿舎一式に係る一般競争入札の実施 (") 13

【教委規則】

学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (特別支援教育課) 15

公布された条例等のあらまし

◇新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第84号）

1 規則の概要

定着支援資金の返還における延滞金の割合を改めることとした。（第13条・様式第5号関係）

2 施行期日

平成26年1月1日から施行することとした。

規**則**

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第84号

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則（平成17年島根県規則第99号）の一部を次のように改正する。

第13条及び様式第5号中「14.6パーセント」を「9.2パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の新規自営漁業者定着支援資金貸与規則第13条の規定は、この規則の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

告**示**

島根県告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ころね訪問看護ステーション嫁島町	松江市嫁島町11番5号	平成25年11月7日

島根県告示第835号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	

株式会社あしたの木	大阪府大阪市中央区谷町五丁目3番19号	訪問介護	訪問介護ステーション花穂	松江市東出雲町春日33-1	平成25年12月1日
株式会社あしたの木	大阪府大阪市中央区谷町五丁目3番19号	介護予防訪問介護	訪問介護ステーション花穂	松江市東出雲町春日33-1	平成25年12月1日
株式会社Home Terrace	松江市天神町59番地5	訪問介護	ヘルパーステーション彩りテラス～東朝日町～	松江市東朝日町278番地10	平成25年10月8日
株式会社Home Terrace	松江市天神町59番地5	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション彩りテラス～東朝日町～	松江市東朝日町278番地10	平成25年10月8日
有限会社ケアサービス松江	松江市北堀町211番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ケアサービス松江	松江市北堀町211番地	平成25年12月1日
有限会社山本梱包	松江市矢田町474-9	福祉用具貸与	有限会社山本梱包福祉サービス事業部やまさと	松江市矢田町474-9	平成25年11月25日
有限会社山本梱包	松江市矢田町474-9	介護予防福祉用具貸与	有限会社山本梱包福祉サービス事業部やまさと	松江市矢田町474-9	平成25年11月25日
有限会社山本梱包	松江市矢田町474-9	特定福祉用具販売	有限会社山本梱包福祉サービス事業部やまさと	松江市矢田町474-9	平成25年11月25日
有限会社山本梱包	松江市矢田町474-9	特定介護予防福祉用具販売	有限会社山本梱包福祉サービス事業部やまさと	松江市矢田町474-9	平成25年11月25日
株式会社CONTIA	江津市都野津町2340番地5	認知症対応型共同生活介護	グループホームひのき嘉久志	江津市嘉久志町2126番地1	平成25年12月1日
株式会社CONTIA	江津市都野津町2340番地5	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホームひのき嘉久志	江津市嘉久志町2126番地1	平成25年12月1日
淞北台メディカルスクエアよねだ内科	松江市東奥谷町144-12	訪問リハビリテーション	淞北台メディカルスクエアよねだ内科	松江市東奥谷町144-12	平成25年12月1日
淞北台メディカルスクエアよねだ内科	松江市東奥谷町144-12	介護予防訪問リハビリテーション	淞北台メディカルスクエアよねだ内科	松江市東奥谷町144-12	平成25年12月1日
株式会社あしたの木	大阪府大阪市中央区谷町五丁目3番19号	通所介護	デイサービスセンター花穂	松江市東出雲町春日33-1	平成25年12月1日
株式会社あしたの木	大阪府大阪市中央区谷町五丁目3番19号	介護予防通所介護	デイサービスセンター花穂	松江市東出雲町春日33-1	平成25年12月1日

島根県告示第836号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
吉村歯科医院	江津市江津町1520-61	平成25年12月31日

島根県告示第837号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
吉村歯科医院	江津市江津町1520-61	居宅療養管理指導	吉村歯科医院	江津市江津町1520-61	平成25年12月31日
吉村歯科医院	江津市江津町1520-61	介護予防居宅療養管理指導	吉村歯科医院	江津市江津町1520-61	平成25年12月31日

島根県告示第838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥出雲地区（堅田工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

島根県告示第839号

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第15条第3項の規定により、次のとおり指定法人の名称を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定法人の名称		主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	変更後		
社団法人島根県水産振興協会	公益社団法人島根県水産振興協会	松江市北堀町15番地	平成24年4月1日

島根県告示第840号

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第15条第3項の規定により、次のとおり指定法人の主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定法人の名称	主たる事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、大田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成25年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催日時

平成26年1月22日（水） 午後7時から

2 開催場所

島根県大田市大田町大田イ128 大田市民センター4F会議室

3 都市計画の案の概要

大田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定める。

その概要は次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

「連携・交流」を強化し、一体となった都市を形成するとともに「だれもが住みよい」まちとなるよう、都市機能の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指す。

また、魅力ある地域資源を最大限活用し、県央地域の中心都市としての機能を果たすため、良好な居住環境と文化的環境が整った都市の形成を目指す。

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

ア 土地利用の方針

(7) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(4) 土地利用の方針

「用途転換、用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「優良な農地との健全な調和」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「計画的な都市的土地利用の実現」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

イ 用途地域の指定していない地域の土地利用方針（三瓶・高山・仁摩・温泉津地域）

現在、三瓶・高山・仁摩・温泉津地域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について定める。

ウ 都市施設の整備の方針

(7) 交通施設

a 基本方針

県央の中心都市として相応しい広域交流都市圏をめざし、効率的な交通網を確立するため、各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。

b 整備水準の目標

用途地域内における幹線道路は、おおむね20年後までには、1平方キロメートル当たり3.6キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(イ) 下水道及び河川

a 基本方針

下水道については、地域の特性に応じた効率のかつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、農業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、未整備の区間は、必要に応じて河川改修を行い整備済みの区間は、既存の河川堤防や護岸等の管理施設を良好な状態に保つことにより、洪水による被害の防止に努める。

b 整備水準の目標

下水道は、平成30年度末の下水道普及率を約58パーセントとする。

河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(ウ) その他の都市施設

基本方針

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地、人口等の状況に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

エ 市街地開発事業の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

魅力ある中心市街地を形成するとともに、交通結節点機能の強化や都市機能の拡充を図るため、現在、地域住民と検討中である東側地区の土地区画整理事業や街路を中心とした計画的市街地整備を行い、居住人口の確保、商業の活性化等を図っていく。

オ 自然的環境の整備又は保全の方針

(ア) 基本方針

本区域の自然、文化、伝統を後世に伝えつつ明るい都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい街並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものとする。

(イ) 緑地の確保水準

a 緑地の確保目標水準

平成42年における緑地確保目標量は、将来市街地面積に対する割合を約11パーセント、おおむね52ヘクタールとし、都市計画区域面積に対する割合を約11パーセント、おおむね2,750ヘクタールとする。

b 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成42年において都市公園等の施設として整備すべき目標量は、都市計画区域内人口1人当たり約53平方メートルとする。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を平成26年1月14日までに、松江市殿町1番地島根県土木部都市計画課に到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考附図は、登載を省略し、島根県庁及び大田市役所に備えて、平成25年12月24日から平成26年1月14日まで縦覧に供する。

5 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話 (0852) 22-5211

別記様式

意見 申 出 書

平成26年1月22日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成26年 月 日

島根県知事 溝 口 善兵衛 様

住 所 _____ (電話 _____)

氏 名 _____

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
大田都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
大田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大田都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

※ 意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

特 定 調 達 公 告

平成26年度における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定めたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月24日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 特定調達公告により調達する役務の種類
島根県立中央病院から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の収集・運搬及び処分業務一式
- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続
 - (1) 入札参加資格審査の申請

入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年間を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- ウ 営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- エ 消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）についての滞納がある者
- カ 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(2) 審査の申請手続

(1)により入札資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。

ア 受付方法

オに掲げる書類をエに持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書郵便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条2項に規定する信書便により送付するものとする。

なお、提出書類については、事情聴取を行うことから電話により来院日時を事前に連絡すること。

イ 受付期間

定期審査は、公告日から平成26年1月21日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとする。

随時審査は、平成26年4月1日以降に提出された書類を審査する。

ウ 受付時間

午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分までとする。

エ 受付場所

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局 経営部 施設管理課

オ 提出書類

(ア)から(カ)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類の入手方法は、エの受付場所で直接入手すること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ロ) 営業経歴書

(ハ) 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高

(ニ) 審査基準日の前1年における島根県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(ホ) 法人にあつては、審査基準日の直前2年間の営業年度の財務諸表及び財産目録

(ヘ) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

(ニ) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

(ケ) 印鑑証明書

(コ) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。(3)キにおいて「法」という。）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し

(カ) (ア)から(コ)までに掲げるもののほか、病院事業管理者が必要と認める書類

カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は、日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

また、金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 入札参加者の資格審査及び認定

資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準によりA等級及びB等級の2段階に格付けするものとする。

ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額

イ 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高

ウ 審査基準日の直前決算における自己資本の額

エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

オ 審査基準日の前日までの営業年数

カ 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

キ 法に基づく障害者の雇用率又は雇用している障害者の数

(4) 参加資格の審査基準日

審査の申請日

(5) 入札参加資格の決定通知等

(3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知するとともに、島根県病院局入札参加資格者名簿に登録する。

また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。

(6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続

定期審査を受けた者は当該審査を受けた年の1月29日から1年間、随時審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査を受けた者の有効期限の末日までの期間、入札参加資格を有する。

(7) 入札参加資格審査申請書の記載事項の変更等

入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 主たる営業所の名称及び所在地

ウ 法人にあってはその資本金及び代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

エ 使用印鑑

オ 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地及び代表者の氏名

(8) 入札参加資格の取消し

入札参加者が次のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。

ア (1)のただし書のいずれかに該当したとき。

イ 入札参加資格審査申請において虚偽の申請をしたとき。

ウ 営業を休止又は廃止したとき。

(9) 問合せ先

島根県立中央病院 事務局 経営部 施設管理課 （電話0853-30-6435）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年12月24日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立浜田水産高等学校寄宿舎 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年6月1日（日）から平成31年5月31日（金）まで

(4) 貸借物件設置期限

平成26年5月15日（水）

(5) 貸借物件撤去期限

平成31年7月31日（水）

(6) 設置場所

島根県浜田市田町1513-5 島根県立浜田水産高等学校寄宿舎敷地内

(7) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定に基づく消費税率の引上げに係る改定規定について、同法附則第18条第3項の規定に基づき、施行の停止がなされた場合には、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14 借入品類」中分類「(9) その他」に登録されている者であること。

(4) 本公告に示した貸借物件を履行期限までに設置することが十分に可能な者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課
電話 0852-22-6603
ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成25年12月24日（火）から平成26年1月27日（月）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成26年2月4日（火）午前11時まで
（郵便による入札にあつては、平成26年2月4日（火）午前10時必着）
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第5会議室
（郵便による入札にあつては、3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成26年2月4日（火）午前11時から
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第5会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成26年1月27日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : A Dormitory of Shimane Prefectural Hamadasuisan Senior High School

Period of Lease : From June 1, 2014 To May 31, 2019

Desired Date of Completion : May 15, 2014

Location of Installation : Shimane Prefectural Hamadasuisan Senior High School Dormitory

1513-5 Tamachi, Hamada-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 11 : 00 a.m 4 February 2014

(Applications by mail must arrive at The following office by 10 : 00 a.m 4 February 2014)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6603

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年12月24日

島根県教育委員会教育長 今井康雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立隠岐水産高等学校寄宿舎 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年7月1日（火）から平成31年6月30日（日）まで

(4) 貸借物件設置期限

平成26年6月15日（日）

(5) 貸借物件撤去期限

平成31年8月31日（土）

(6) 設置場所

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷忌田1 島根県立隠岐水産高等学校寄宿舎敷地内

(7) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定に基づく消費税率の引上げに係る改定規定について、同法附則第18条第3項の規定に基づき、施行の停止がなされた場合には、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パ

一セントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14 借入品類」中分類「(9) その他」に登録されている者であること。
- (4) 本公告に示した賃借物件を履行期限までに設置することが十分に可能な者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6603

ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成25年12月24日（火）から平成26年1月27日（月）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成26年2月4日（火）午前10時まで

（郵便による入札にあつては、平成26年2月4日（火）午前9時必着）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第5会議室

（郵便による入札にあつては、3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成26年2月4日（火）午前10時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第5会議室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第

7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成26年1月27日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : A Dormitory of Shimane Prefectural Okisuisan Senior High School

Period of Lease : From July 1, 2014 To June 30, 2019

Desired Date of Completion : June 15, 2014

Location of Installation : Shimane Prefectural Okisuisan Senior High School Dormitory

1 Togoinda Okinoshima-cho, Oki-gun, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m 4 February 2014

(Applications by mail must arrive at The following office by 9 : 00 a.m 4 February 2014)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6603

教 育 委 員 会 規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月24日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

島根県教育委員会規則第12号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和31年島根県教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項ただし書を削る。

第18条の見出しを「(視覚障害者等でなくなった旨の通知)」に改める。

第19条の見出し中「認定就学者」を「小学校又は中学校への就学が適当」に改め、同条中「第6条の3」を「第6条の3第1項」に改める。

第20条の見出し中「認定就学者」を「小学校又は中学校への就学が適当である者」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(区域外就学等の届出の通知)

第21条の2 令第13条の2の規定に該当する者があるときは、市町村委員会は、様式第13号の2により県委員会に速やかに通知しなければならない。

第23条中「県委員会」を「住所の存する市町村委員会」に改め、「住所のある市町村委員会を経由して」を削る。

様式第9号中「特別支援学校就学該当者通知書」を「認定特別支援学校就学者該当通知書」に、「特別支援学校の就学該当者」を「認定特別支援学校就学者に該当する者」に改め、「規定により」の次に「特別支援学校に就学させるべきであることを」を加え、同様式の(注)に次のように加える。

5 学校教育法施行令第9条第1項又は第17条の届出のあった者については、この通知を行う必要はないこと。

様式第10号中「特別支援学校就学該当者でなくなったので学校教育法施行令」を「学校教育法施行令第5条第1項に規定する視覚障害者等でなくなったので同令」に、「特別支援学校就学該当でなくなった」を「視覚障害者等でなくなった」に改める。

様式第11号中「認定就学者であると思料する旨の通知書」を「小学校又は中学校への就学が適当であると思料する旨の通知書」に、「認定就学者」を「小学校(中学校)に就学することが適当」に、「認定就学者であると思料する理由」を「思料する理由」に改める。

様式第12号中「認定就学者の判断について」を「小学校又は中学校への就学が適当である者の判断について」に、「島教高」を「島教特」に、「認定就学者とすることは」を「小学校(中学校)に就学することが」に、「ではない」を「適当ではなく、特別支援学校に引き続き就学することが適当である」に改める。

様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2（施行細則第21条の2関係）

年 月 日

島根県教育委員会 様

教育委員会名



区域外就学等の届出の通知書

年 月 日付け 第 号で通知しました下記の児童（生徒）は、区域外の学校に就学等させる届出がありましたので学校教育法施行令第13条の2の規定により通知します。

記

児童（生徒）氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
児童（生徒）住所	市（郡）	町	番地
区域外就学等先学校名	学校		
入 学 期 日	年 月 日		
区域外就学等の理由			

様式第15号中「島根県教育委員会」を「教育委員会」に、「区域外就学届」を「区域外就学等届」に、「に就学」を「に就学等」に、「区域外就学先」を「区域外就学等先」に、「区域外就学の」を「区域外就学等の」に改め、同様式の（注）を次のように改める。

（注） この届は、就学等させようとする学校を管轄する教育委員会等の承諾書を添付して、住所のある市町村教育委員会に提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。